

<児童生徒や教職員に感染者が出た場合の学校としての対応について>

～予め備えておく必要があること～

最近の全国の感染拡大の状況から、いつ、児童生徒や教職員に感染者が出ても不思議ではありません。児童生徒や教職員に感染者が出た場合の学校としての対応について、予め考え、備えておく必要があります。

- 具体的には、1. 感染者が出たことに対して児童生徒が起こす可能性がある反応を予測し、
2. その場合に どのような対応をするのかを予め考え、準備しておく
ことが重要です。

1. 感染者が出たことに対して、児童生徒が起こす可能性がある反応を理解しておきましょう

(1) 感染した児童生徒や教職員が誰であるかの詮索

- 憶測 噂、 さらにSNSによる拡散

(2) 感染した児童生徒（保護者）、教職員への個人攻撃

- 感染に伴う再休校等によって、ようやく取り戻しかけた日常が奪われることへの怒り
学習 部活動 学校行事 友人との交流 等

(3) 感染に伴う再休校等によって、取り戻しかけた日常が奪われることへの反応

- 学習意欲の低下 無気力 無力感 不信感
- 自分自身も感染するのではないかという不安・恐怖
- 登校への不安 特定の活動への不安

2. 感染者が出た場合に備えて、学校としての準備を進めます

(1) 改めて新型コロナウイルス感染症に関する基礎知識を確認しておく

参考資料：武藤義和作成「新型コロナウイルス感染症に対する学校の予防対策」

https://www.fuji.shizuoka.med.or.jp/iryou/wp-content/uploads/2020/05/20200713_covid19.pdf

(2) あらかじめ、感染した人自身、周囲の人の気持ちをそれぞれ考えさせる/知らせておく

- いつ、誰が感染してもおかしくない状況にあることを共有する
- もし、自分自身が感染したとしたら、同じ学校の先生や児童生徒が感染したとしたら、どんな気持ちになるかについて、できれば直接、児童生徒に問いかけてみる。（一斉放送や資料を活用する）
 - 自身の感染：重症化への不安・恐怖 周囲の人の反応への不安・恐怖 自責 悲しみ
 - 周囲の人の感染：自身の感染への不安・恐怖 感染者への嫌悪・怒り

参考資料：健康戦士コロタイジャー 「おもいやりピンク・メタにんちイエロー」

<https://mt-100.com/corotaiger/>

- 感染者を責める気持ち、避けたい気持ちが生じるのは、「感染やそれに伴う種々の困難への不安・恐怖・怒り→感染者への差別・偏見」というメカニズムから来ている。そのため、感染者への差別・偏見が強いと、感染が明らかになることを怖れて発熱等の体調不良を隠し、感染が広がるという悪循環に陥る
- 参考資料：日本赤十字社「ウイスルの次にやってくるもの」

<https://www.youtube.com/watch?v=rbNuikVDrN4&feature=youtu.be>

(3) 校内危機管理体制を整えておく

- 情報集約・方針決定・情報発信の責任母体となる体制の整備（保護者やマスコミからの問い合わせに関する窓口も決めておく、必要に応じて教育委員会等や専門家の助言を受ける）
- 管理職、生徒指導、教務、養護教諭、学年主任等の役割分担の明確化
- 感染発生による再休校に備えて、オンラインでの情報発信・受信体制の推進

3. 感染者が出た際の学校としての対応

(1) 感染そのものへの対応

- 保健所・教育委員会等の指導に従っての消毒や休校措置

(2) 感染者へのケア

① 感染した児童生徒・保護者のケア

- 感染がわかった段階での（家族等を通じての）メッセージ
- 児童生徒の状況に応じたオンライン等での担任とのコミュニケーションの保障
- 児童生徒の状況に応じたオンライン等でのＳＣによるカウンセリング
- 再登校に向けてのサポート

② 感染した教職員へのケア

- 感染がわかった段階での（家族等を通じての）メッセージ
- 教職員の状況に応じてオンライン等での管理職等とのコミュニケーションの保障
- 再出勤に向けてのサポート

(3) 周囲の児童生徒・保護者への対応

① 情報提供：個人情報の保護等に留意した上で早急に正確な情報を提供する（全校放送や文書等）

- 感染者が出たこと
- 保健所等の指導の下に万全の対策を講じていること
- 体調面・心理面で不安を感じた場合の連絡先
- これまで以上に各自感染予防に留意すること
- SNS や噂などに惑わされず、不明なことがあれば学校や公的機関から適切な情報を得ること
- 感染者や家族の人権に配慮すること
- （同じクラスや部活など、感染した児童生徒との関わりが深い児童生徒に対して）感染した児童生徒の状況や保護者の意向等に配慮した上で、感染した児童生徒へ応援メッセージを送るなど、関わり方についての指導

② 保健所・教育委員会等の指導に従って期間を定めた休校措置

- 休校期間中のオンライン、メール、電話等を用いた定期的なコミュニケーション
- 休校期間中の学習の保障

③ 児童生徒の心のケア

- 児童生徒の怒り・不安・無力感等の受け止め 特に元々不安が高かったり、発達の偏り等があったりして反応が大きいことが予測される児童生徒への特別の配慮
- 学校再開時に改めてアンケートを実施し、その後、感染予防に配慮した形で１人１人の思いを聞ける機会を設定する 必要に応じてＳＣのカウンセリング

